

役員 の 選 任 に つ い て

(提案理由)

定款第25条の規定に基づき、令和2年度は任期満了に伴う役員の変更年にあたります。定款22条第1項の規定により、理事及び監事は総会において選任することになっておりますのでご承認をお願いします。

(参考) 定款抜粋

(役員 の 設 置)

第21条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 45名以上50名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名以上4名以内を副会長とする。また、専務理事1名を置く事ができる。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員 の 選 任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員 の 任 期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。